改善措置結果		電話や文書、(夜間) 家庭訪問による本人、保証人への督い 促のほか、関係学校に対しても返還についての協力を依頼する等、引き続き未収金の解消に努める。		返還金の未収解消については、関係する市町村に未納者リストの送付回数を増やすなど連携を密にするとともに、市町村を通じ、家庭訪問、電話、文書により本人・家族の状況を把握しながら督促を行う等、引き続き未収金の解消に努める。		平成12年度の決算については、早急に作成した。 「資料刊行会」の業務は、平成15年度から美術館の業務に 移行する方向で見直すこととし、それに伴いたばこ自動販売 機設置については、他の使用許可団体に引き継ぐか廃止する こととする。		教職員住宅への入居については熊本県教職員住宅管理規程 に基づいて決定しており、指摘の件については住宅の明け渡 しあるいは住宅を生活の本拠地とするなどの改善を行った。 今後も、同規程に基づいた教職員住宅の適正な管理に努め たい。	
		育 英 資 金 貸 付 金 の 未 収 金(2 6, 969, 722円) について、引き続きその解消に努めること。		地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の未収金(14,680,630円) について、引き続きその解消に努めること。		「熊本県立美術館資料刊行会」に対 し、たばこ自動販売機設置に係る行 政財産使用許可を行っているが、当 団体は役職員全員が当美術館職員で あり、当会の業務としている図録の 作成、販売も美術館職員が行ってお り、また平成12年度の決算処理が 行われておらず、団体としての実体 はなく、行政財産使用許可の対象と することは不適当である。		教職員住宅の入居者のうち、教職員住宅を生活の本拠としておらず、遠隔地にある自宅の住所地に基づい、 はいまいまい かい まんい はっき かっき かい まんい	54 がいる。 5者がいる。
田	報告公表年月日	平成 13 年8月 28 日 及び8月 31 日	平成 13 年 12 月 14 日	平成 13 年8月8日 及び8月22日	平成 13 年 12 月 14 日	平成13年11月6日	平成 14 年 3 月 22 日	平成 13 年 12 月 7 日 ~平成 14 年 1 月 24 日	平成 14 年 3 月 22 日
監查対象機関	桊	高校教育課		人権同和教育課(旧同和教	月珠/	県立美術館		総務企画課	

	県の歳入歳出はすべて予算計上し 在産品の取扱いにあたっては、「熊本県会計規則」及び「熊て執行するという、総計予算主義の 本県物品取扱規則」等を遵守して適正に処理するよう、3月に別が適用されているが、農業高校 に開催された農業関係高等学校長会において指導するととも に、新たに「熊本県立高等学校農業に関する学科等の生産品の一部について、収入調定が行われ 取扱要領」を策定し、平成14年4月1日から施行する旨、ておらず、また、養護学校の作業学 関係高等学校(12校)の校長あて通知し、重ねて、適正な 処理を促したところである。 また、養護学校については、材料を購入する予算の裏付けが見られたので、「熊本県会計規則」がなされるまでの当分の間は、作業学習に係る経費の調査を かっまた、本語のなる。 また、本語の第二を また、本語のなる。 また、本語の第二を また、本語のがよった。 また、本語である。 また、本語の第二を また、本語のなる。 また、本語のなら、また、本語の音がある。 また、本語の第二を また、また、本語の音にある。 また、本語の音にあるまた。 また、本語の音にある。 また、本語の音にある。 また、本語である。 また、本語である。 また、本語である。 また、本語である。 また、本語である。 また、本語である。 また、本語である。 また、本語であるまた。 また、また、本語をなられては、方がをなられては、方がなどの音がにある。 また、また、本語をなられては、方がなどの音がにある。 また、また、本語をなられては、方がなどの音がにある。 また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、ま	にあ ノバに画上な年后におめるし、大嶋 C、沈秋Jに居られてて共に、貞忠及Cで成年自年に主ら、「一で適正に運用されるよう関係学校に指導を行った。   「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	10 原主催の会議への出張旅費等、県 原主催の各種会議出張においては、県費で出張旅費を支出   11 会や育友会等の団体費から支出され ているものがある。適正な執行を行 し、適正な執行を行う。   12 うこと。   13 うこと。	19 外国語指導助手が着任した際、教職員住宅が空いているにもかかわら制めていきたい。   17 ず、前任者の借上げ宿舎を引き続き借上げている。教職員住宅の活用について検討する必要がある。
年月.	報告公表年月日 平成 13 年 11 月 26 日 平成 13 年 11 月 30 日 平成 14 年 1 月 24 日 平成 13 年 11 月 21	平成 14 年 3 月 22 日	平成 13 年 12 月 20 日 平成 14 年 1 月 10 日 平成 14 年 1 月 8 日 平成 14 年 3 月 22 日	平成 13 年 11 月 19 日 平成 13 年 12 月 17 日 平成 14 年 3 月 22 日
監査対象機関		•	氷川高等学校 水保工業高等 学校 特祥高等学校	大律高等学校字上高等学校

正 誤

平成 14 年 9 月 27 日熊本県公告第 745 号(菓子博関連交通誘導業務委託に係る一般競争入札の実施)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

報

ページ	正	誤
9	その者が、契約を履行しないこととなるお	その者が、契約を締結しないこととなるお
	それがないと認められるときに限る。	それがないと認められるときに限る。